

行動の手引前文について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人<もそ>の責任が大きい<を免れない>ことを忘れてはならない。

理由：単に「個人の責任が大きい」というと量的なものにとられるが、大小をとわず責任を自覚せよ、というのならこのほうがよくないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

組織のモラルもその源は個人にあります。ご提案のように組織の責任と個人の責任を対置するより、原文のほうがこのことを鮮明に表していると思いますので、原文のままとさせていただきます。

武田邦彦様から頂いたご意見

「組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき・・・」のところでありますが、組織の命令や組織との契約内容が本憲章と異なる場合についての行動指針がもっとも大切では無いかと存じます。たとえば、個人としての責任を軽視するとは限らないので、それより「組織人において組織の命令や雇用主との契約内容が本倫理規定と反する場合であって、会員が本倫理規定と反する行為を実施する場合には、組織からの脱離または会の脱退を選択しなければならない」としてはどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

所属する組織との間で利害等の相反があるとき、その解決方法は組織をやめることだけではありません。会員はそれ以上の努力、すなわち2 - 4 . (現在の2 - 5)などで安全性の確保のため組織を変革する努力までもすべきです。単純に二者選択を迫るのはかえって有害だと考えます。特に我々は今、先ずこの規定を会員によく咀嚼して、考えて頂きたいという導入段階なので、その段階で組織からの脱離、あるいは学会からの退会などの選択を迫るべきではないと存じます。

殿岡衛様から頂いたご意見

行動指針前文で「指導的役割を果たす」という表現は、その意気込みはよいのですが、専門家としての奢りにつながるような印象を受けます。何となくの印象ですが、外から見たときのことも考えた表現にされてはいかがでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19回答）

この部分は非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しての会員の責任を述べたもの

です。非会員に対して会員がとりうる行為は指導であるべきだと考えます。それを奢りと考え、非会員にへりくだる態度をとってはいは、原子力分野のトラブルを減らすことはできないと思います。この表現でご納得いただければ幸いです。

なお、指導的役割を果たすのはあくまで専門の分野の行動についてであり、日常生活一般についてでないことは当然です。

(現在は「責任ある役割」という表現に改訂している。)

中村収三様から頂いたご意見

わたくしの提案(「<組織内の体制整備>原子力の利用にたずさわる組織体は、その構成員が、この倫理規程に関わるような問題を、組織内で、遠慮なく提起したり議論したりし易いように、組織内の規定や、体制の整備に努めなくてはならない。」の追加)に対して、大変丁寧なご回答を賜りありがとうございます。貴委員会の真摯なご努力に深甚の敬意を表します。

重要な提案ではあるが、現時点では提案のような条項を加えず、将来の検討課題としたいとのこと。諸般のご事情から判断された結果だと思いますが、私はなお強い危惧を持ちます。

原子炉等規制法の改訂も、内部告発をし易くするためのものです。しなくて済むようにするためのものではありません。また、本規定案は組織にも倫理を守るよう義務付けていますし、従業員にも内部告発する前に組織内で権限を有する者に働きかける義務を負わせています。しかし、従業員が組織内でその様な発言をしやすくするようにする組織の義務はどの条項でも言及されていません。個人の義務規定にくらべ、組織の義務規定が不十分だと言わざるを得ません。念のために申しますが、組織の倫理義務を強化すべきだと言っている訳ではありません。個人が発言しやすいようにする義務を言っているに過ぎません。申しあげた通り、このことは日本の社会において特に重要な意味をもつと考えます。

改めて、再考を促したいと思えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

再度のご提案、有り難うございます。ご意見の基本的部分は、「行動の手引き」(「行動指針」を改題しました)前文の中に取り入れさせていただき、以下(下線部分)のように追加しました。

「日本原子力学会員の会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。憲章や行動指針の内容は個人会員として果たすべきものばかりでなく、企業や団体という組織が果たすべきものが多く含まれる。組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを我々は忘れない。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう組織内の体制の整備に努める。」

さらに、内部告発については、行動の手引き 5-2 に「適切な公開を可能とするため、組織

はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。」を加え、組織としての具体的な対応の方法を示すことにしました。

いずれにしても、倫理規程は作ればよいというものではありませんので、今後日本原子力学会が、倫理問題をフォローする組織を設け、体制を整備して活動を行うよう、当委員会として提案しているところです。今後とも建設的なご意見を頂ければ幸甚です。

(この当時、5 - 7の条文はなかった。5 - 7の追加は2003年改訂版まで見送られた。)

第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見

匿名希望I様から頂いたご意見1

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するために考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項全てを同時に守りえない場面に遭遇

具体例は？ 守れないものは作る必要があるか？

頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.7.12回答)

倫理的問題の多くは、守るべき規範すべてを同時には満足させられないときに生じるもので、守れる規範を守らないため生じることは少ないと信じております。極端な例かもしれませんが、「法律遵守」と「人命尊重」といった最重要な規範のどちらかを選ばなければならないような厳しい場面すらありうろと考えています。すべてを同時には満足させられないときは、より重要な規範に従うべきですが、その判断は会員に任せられます。会員は倫理規程に教条的に従うのではなく、どのような行動が最も倫理的か自分自身で考え答えを出す責任があります。「守れないかもしれないものを作る必要があるのか」というご指摘ですが、尊重すべき規範にどのようなものがあるかを理解していないと、その判断も間違っただけになりがちです。その意味で倫理規程を定めておく意義があると考えるとともに、普段からさまざまな事例を、本倫理規程などを参考(ハンドブック)としながら議論していただければ幸いです。

匿名希望I様から頂いたご意見2

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

「努力を継続」くらいでは。期限が明示できない物をあいまいに表現するのは中途半端。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.7.12回答)

期限は無期限です。すなわち努力は永久に続けるという決意です。多様性の幅まで明示することは大変な作業です。しかし現在倫理委員会では倫理規程の改訂のため議論を続けていますが、その議論の中からも多様性の幅が浮かび上がってきています。これを公開することで、近い将来、ある程度は多様性の幅までお示しできるのではないかと考えています。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「一方、組織の構成員は組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視する場合があるが、個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできない」とありますが、言おうとしていることが分かりません。「組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視する」ことは、倫理的には問題があると思います。

3 段落目「日本原子力学会会員～整備に努める。」は、論旨が混乱しているように感じます。

3 段落目全体を書き直した方がいいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘の通りこの文章は論旨が混乱しています。その理由は、「組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視してはならない」と、「組織の責務だからといって個人会員に無関係のものではなく、個人会員も組織がその責務を果たすよう努力すべき」だということを一緒に言おうとして舌足らずになったためです。また、組織が守るべきものは倫理規程では最小限必要なことに限る方針で改訂しましたので、「多く含まれる」の「多く」も削除すべきことに気付きました。文章全体も見直し、次のように修文させていただきます。

日本原子力学会の会員には個人会員（正会員，推薦会員，学生会員からなる個人会員）のほか、企業や法人等の組織が対象となる賛助会員の企業または団体も含まれる。がいる。そのため本倫理規程には、個人会員として守るべきものばかりでなく、企業や団体という組織が守るべきものが多くも含まれている。一方、組織の構成員は組織の利益のみを優先させ、組織の責務を軽視する場合があるが、そうであってはならない。さらに個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできないことを銘記する。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう、率先して組織内の体制の整備に努める。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

澤田隆様から頂いたご意見

「組織の目先の利益を優先させる」ことが問題なのはよく分かる。組織が倫理（規程）を遵守することは、長期的には組織が社会から信頼を獲得し組織の利益になると考えて行動することが良いのか悪いのか、分かるように記載していただきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

倫理委員会としましては、現条文でも「長期的には組織が社会から信頼を獲得し組織の利益になると考えて行動することは良い」ということは含まれていると考えております。ただこれを明記してしまうと、「組織の利益」を優先した論理に陥る恐れが大きいのではない

かと考えます。そうならないための適切な表現が難しいことから、記載を追加することは見送らせていただきたいと存じます。なお倫理委員会内部においても、そのような記載があってもよいという意見がかなりあったことも申し添えます。